



大蔵省印刷局発行

[告示]

[官房報告]

官房事項

- 運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程でのを定める件(国家公安委員会)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務省)
- 戸籍法第百七十三条の二第一項の規定による指定に関する件(法務省)
- 日本国に帰化を許可する件(同三九、四〇)
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件(農林水産省)
- 家庭用品品質表示法第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する件(通産省)
- 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件(郵政省)
- 郵便振替小切手払の取扱郵便局の件(同三七)
- 道路に関する件(建設省)
- 都市計画に関する件(同一四一)
- 大蔵省組織規程及び国税不服審判所組織規程の一部を改正する省令(大蔵省)
- 郵便振替規則の一部を改正する省令(郵政省)
- 運転免許取得者教育の認定に関する規則(国家公安委員会)
- 運転免許取得者教育の認定に関する規則(国家公安委員会)

[政令]

- 法務省組織令の一部を改正する政令(一七)
- 大蔵省組織令の一部を改正する政令(一八)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(一九)

[府令]

- 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(総理四)

[省令]

- 大蔵省組織規程及び国税不服審判所組織規程の一部を改正する省令

- (規則)

- [人事異動]
(国会事項)

- 内閣総理府 国家公安委員会 警察
府 防衛府 科学技術庁 外務省 大
蔵省 資源エネルギー庁 最高裁判所
会社決算公報

官房事項
第一種大規模小売店舗に関する公示
(通商産業省)

国家試験

平成十二年度司法試験第二次試験の施行
(司法試験管理委員会)

公聴会

第一種大規模小売店舗における小売業に関する公示(大規模小売店舗審議会)

資料

機械受注統計調査報告(平成十一年十一月)(実績)(経済企画庁)

公 告

諸事項

官房
財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の二の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法施行令に基づく債権の申出、割賦販売法及び販売元法施行令に基づく債権の申出関係

◇家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(政令第一九号)(通商産業省)
1 家庭における普及の状況等から、品質に関する表示の必要性があると考えられる浄水器家庭用品に追加することとした。
2 この政令は、平成一四年四月一日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

◇法務省組織令の一部を改正する政令(政令第一七号)(法務省)
1 東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会の位置を東京都から大宮市に変更することとした。(別表第三及び第四関係)
2 この政令は、別表第三の改正規定は平成一二年二月七日から、別表第四の改正規定は同年三月一日から施行することとした。

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

政令第十七号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、法務省設置法（昭和二十一年法律第百九十三号）第九条第二項及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三「東京矯正管区の項目位置の欄及び別表第四「関東地方更生保護委員会の項目中「東京都」を「大宮市」」に改める。

附則

この政令中別表第三の改正規定は平成十二年一月七日から、別表第四の改正規定は同年三月一日から施行する。

大蔵省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

政令第十八号

大蔵省組織令の一部を改正する政令

内閣は、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第二十七条第二項、第二十九条第三項及び第三十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一百二条の表関東財務局の項目位置の欄中「東京都」を「与野市」に改め、同項目区域の欄中「東京都」を「埼玉県埼玉市」に改める。

第一百四十二条の表関東信越国税局の項目中「東京都」を「与野市」に改める。

横浜財務事務所 別表中

横浜財務事務所	横浜市	神奈川県
浦和財務事務所	浦和市	埼玉県
東京財務事務所	東京都	東京都

に改める。

この政令は、平成十二年一月十六日から施行する。ただし、第一百四十二条の改正規定は、平成十二年三月二十七日から施行する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 小渕 恵三

政

令

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年一月二十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

政令第十九号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号に次のように加える。

（三十）淨水器（飲用に供する水を得るためのものであつて、水道水から殘留塩素を除去する機能を有するものに限る。）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（三十一）淨水器（飲用に供する水を得るためにあるものであつて、水道水から殘留塩素を除去する機能を有するものに限る。）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 深谷 隆司
内閣総理大臣 小渕 恵三

府 令

○總理府令第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八条の三十二の二第四項において準用する同法第九十八条第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する總理府令を次のように定める。

平成十二年一月二十六日
内閣総理大臣 小渕 恵三
道路交通法施行規則の一部を改正する總理府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

平成十二年一月二十六日
内閣総理大臣 小渕 恵三
道路交通法施行規則の一部を改正する總理府令

大蔵省令第一号

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第二十八条第四項及び第二十九条第四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十八条第五項並びに大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）、第三百三十三条第三項の規定に基づき、並びに大蔵省設置法及び同令を実施するため、大蔵省組織規程及び國稅不服審判所組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

公安部委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行なう者に対し、前項に規定する報告書によるものほか、必要な報告又は資料の提出を求める」とができる。

省 令

大蔵大臣 宮澤 喜一

大蔵省組織規程及び國稅不服審判所組織規程の一部を改正する省令

（大蔵省組織規程の一部改正）

第一条 大蔵省組織規程（昭和二十四年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の三第一項中「三百一人」を「二百八十三人」に改める。

第六十五条第一項の表関東財務局の項目中「直轄財産第三課、直轄財產第四課、直轄財產第五課」を削る。

第六十六条の二第五項中「七十人」を「六十人」に改める。

第六十七条の二第二号中「筑波移転跡地財産及び國の行政機關移転跡地財產」を「及び筑波移転跡地財產」に改める。

第六十七条の三の見出し及び同条第二項中「直轄財產第三課、直轄財產第四課及び直轄財產第五課」を「及び直轄財產第三課」に改め

る。

第六十八条の二第一項中「二百十五人」を「百八十九人」に、同条第二項中「六十七人」を「六十四人」に改める。

（運転免許取得者教育に係る報告書）

第三十八条の四の四、公安委員会は、法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行なう者に対し、次に掲げる事項に定期的に報告書の提出を求める」とができる。

2 檢査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省農産園芸局肥料機械課及び地方農政局、沖縄開発庁沖縄総合事務局、都道府県厅並びに生物系特定産業技術研究推進機構において開発に供する。

○ 沖縄開発庁沖縄総合事務局

家庭用品質表示法(昭和三十七年法律第三百四十九号)

規程(平成九年通商産業省告示第六百七十二号)の一部を次のよう改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十二年一月二十六日

通商産業大臣 深谷 隆司

別表第一に次のよう加える。

净水器	一 材料の種類 二 ろ材の種類 三 る過流量 四 使用可能な最小動水圧 五 净水能力 六 時期の田安換 七 使用上の注意
別表第一に次のよう加える。	净水器

(1) 材料の種類の表示に際しては、净水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称をそれぞれ適正に表示することとし、特にその材料が合成樹脂であるときは合成樹脂加工品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十一号)第二条第一号の規定に準じて表示することとする。

(1) ろ材の種類についても、主たる净水器の種類については、主たる净水器は化学作用により水質に係る物質の除去又は減少の目的で使用される材料をいう。ただし、ろ材の流出防止等の目的で作用に係るろ材又は媒体(ろ過、吸着又は沈降等の濁りを発生させる物質)

を得たためのものであつて、残留塩素を除去する機能を有するものに限る。以下同じ。)

净水器(飲用水に供する水を得たためのものであつて、残留塩素を除去する機能を有するものに限る。以下同じ。)

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭素繊維、粒状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空糸膜
逆浸透膜	逆浸透膜

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語
活性炭素繊維、粒状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空糸膜
逆浸透膜	逆浸透膜

M.F. 5002 D.7
M.F. 1800
M.F. 1900
ジョンディア R E55811

99061 " 99062 "
99063 "
99064 ヤンマー農機株式会社

単位又はキロバースカル単位で表示する」と(回分式のものを除く)。この場合における誤差の許容範囲は、その動水圧を表す数値のマイナス十バーセントから

クロロホルム
プロモジクロロメタン
シラロモクロロメタン
ブロモホルム
テトラクロロエチレン
メタクロロエチレン
一・一・一・一・一・一
ロタノン
メタリハロメタノン
一・三・五・トリアジ
ビスエチルアミノ
二・メチルイソボルネオール
溶解性鉛

イ 壓力の測定は、日本工業規格B755(アーリング管圧力計)に規定する

一・六級のブルデン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定する。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とする」と(連続式のものに限り

て)。この場合において、ろ材の種類を示す用語の次に括弧書きをして表示する」と(連続式のものに限り)。

水圧とすむ」と(連続式のものに限り)。

水圧を付記する」と(連続式のものに限り)。

イ 壓力の測定は、日本工業規格B755(アーリング管圧力計)に規定する

一・六級のブルデン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定する。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とする」と(連続式のものに限り)。

水圧とすむ」と(連続式のものに限り)。

水圧を付記する」と(連続式のものに限り)。

イ 壓力の測定は、日本工業規格B755(アーリング管圧力計)に規定する

一・六級のブルデン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定する。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とする」と(連続式のものに限り)。

水圧とすむ」と(連続式のものに限り)。

水圧を付記する」と(連続式のものに限り)。

イ 壓力の測定は、日本工業規格B755(アーリング管圧力計)に規定する

一・六級のブルデン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定する。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とする」と(連続式のものに限り)。

水圧とすむ」と(連続式のものに限り)。

水圧を付記する」と(連続式のものに限り)。

イ 壓力の測定は、日本工業規格B755(アーリング管圧力計)に規定する

一・六級のブルデン管圧力計又はこれと同等以上の精度を有する圧力計を用いて測定する。

ロ 使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とする」と(連続式のものに限り)。

水圧とすむ」と(連続式のものに限り)。

水圧を付記する」と(連続式のものに限り)。

(六) 材料の取扱時期の目安については、適切な取扱の期間について具体的にわかりやすく表示すること。

(七) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合にはこの限りではない。

- イ 水道水など通常の飲料に供する水を使用する旨。
- ロ ろ材の取扱時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨。
- ハ 熱湯を流さない旨。
- 二 净水した水はできるだけ早く使用する旨。
- ホ 夜間など長時間使用しなかつた場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨。
- ヘ 凍結の恐れのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨。
- (八) 表示には、表示した者の氏名又は名前。
- ト 表示には、表示した者の氏名又は名前。
- （九） 表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所にわかりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、ラベルの貼り付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。また、交換用の材が販売される場合は、それぞれ該当する表示事項のみを表示すること。

○建設省告示第百四十四号
中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成十二年一月二十六日
道路の種類 一般国道
道路線名 百五十三号
道路の区域

区

間

後別

登録番号及び登録年月日

登録の種類

郵便局

郵便大臣

参議院

内閣審議官

人事異動

総理府

内閣官房内閣安全保障・危機管理室

税務署

税務署

税務署

税務署

豊田市荒井町寿田四五番一から同市荒井町鍛冶屋畑
四番二まで

四番二まで